

ご意見募集！（パブリックコメント）

～災害関連死等の認定を行う審査会を設置します～ 鹿児島市災害弔慰金の支給等に関する 条例の一部改正（素案）にご意見お寄せください

鹿児島市では、鹿児島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することとなり、今回、条例の素案がまとまりましたので、市民のみなさんに公表します。

市民のみなさんのご意見を参考にさせていただきながら、条例を改正してまいりたいと考えておりますのでみなさんのご意見をお寄せください。

1 意見等の募集期間

令和8年10月1日（木）～11月9日（月）【当日消印有効】

2 意見等の提出方法

ご意見等の提出の際は、別紙の記入用紙（任意の用紙でも結構です。）に住所、氏名、電話番号、素案に対するご意見等をご記入のうえ、郵便、持参、ファックス、電子メール又は電子申請（LoGo フォーム）での提出をお願いいたします。（郵送の場合は、備え付けの封筒をご利用ください。〔送料不要〕）

また、記入用紙等への記入が難しい方は、点字や手話、音声での提出も可能です。

（CDまたはDVDを郵送される場合は、返信用の封筒をお送りしますので、地域福祉課へご連絡ください。）

対象	回答方法	提出方法
下記以外の方	記入用紙（又は任意の用紙）	郵便、持参、ファックス、電子メール、電子申請（LoGo フォーム）
記入用紙等への記入が難しい方	点字（任意の用紙）	郵便、持参
	手話（動画データ）	電子メール（動画ファイルを添付）、郵便・持参（CD または DVD を提出）
	音声（音声データ）	電子メール（音声ファイルを添付）、郵便・持参（CD または DVD を提出）

※電子メールの容量が10MBを超える場合は、ファイルのアップロード用URLをお送りしますので、裏面のお問い合わせ先にご連絡ください。

（裏面につづきます。→）

3 意見等の提出に際しての留意事項

- (1) 対象となる方
 - ① 本市内に住所を有する方
 - ② 本市内に通勤・通学する方
 - ③ 本市内に事務所又は事業所を有する方
- (2) ご意見等の提出にあたっては、住所、氏名（法人または団体等の場合は所在地及び法人名等）及び連絡先を必ず記載してください。また、住所が市外の場合は、（・市内に通勤・市内に通学・市内に事務所又は事業所を有する）のいずれかに○をつけてください。
- (3) 匿名や住所等の記載がない場合は、書面で提出されても受付できません。
- (4) 電話や口頭による意見提出は受付できませんので、文書またはインターネットの電子申請（LoGo フォーム）から提出してください。ただし、記入用紙等での提出が難しい方は点字や手話、音声での提出は可能です。
- (5) 期限を過ぎて提出されたご意見等は、パブリックコメント手続によるご意見等としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

4 お寄せいただいた意見等の取扱い

- (1) お寄せいただいたご意見等につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見等に対する検討結果を市のホームページ、市政情報コーナー（みなと大通り別館1階）等で公表いたします。
なお、提出されたご自身のご意見への回答をご希望の方は、直接お問い合わせください。
- (2) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

5 提出・お問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 地域福祉課

電 話 099-216-1244（直通）

ファックス 099-223-3413

電子メール chiikifuku@city.kagoshima.lg.jp

電子申請 鹿児島市ホームページから検索

(LoGo フォーム) [パプコメ](#) [災害弔慰金](#) [検索](#)

二次元コード
(電子メール)



二次元コード
(LoGo フォーム)

